

**第三者が当該信用格付の妥当性を評価するために
重要と認められる情報の項目**

【船舶ファイナンス】

<金融商品取引業等に関する内閣府令第306条第1項第9号イ>

情報の項目	
1	発行総額、トランシェ毎の発行額
2	格付
3	基本スキーム
4	発行日
5	最終償還日
6	クーポン・タイプ
7	償還方法
8	流動性・信用補完措置
9	仕組み上の主たるリスクの存在
10	裏付資産の概要